

こども家庭庁 第4回 社会的養育・家庭支援部会 意見・質問書

令和6年1月23日(火)

全国子どもアドボカシー協議会

渡辺 睦美

「改正児童福祉法の施行などについて」の資料内、意見・質問

・里親支援センターについて

②支援対象者の部分

里親等に養育される児童（以下「里子等」という。）の認識について

【 質問 】

ここの認識はこれからお渡しする都道府県の要綱には、里親家庭で生活する「実子」への支援の認識も含まれる認識でよいか。

《 認識として異なる場合 》

【 意見 】

里親家庭、ファミリーホームで育つ実子について支援が必要であるということをお伝えさせていただきたい。実質ケア提供者としての振る舞いを自然と求められてしまう現状があるとの声が上がっている。

また、現在の社会的養護へつながっている子どもたちは、被虐待経験がある子どもも居るため、二次受傷を受けている可能性が考えられる。里親支援センターにて、心理的ケア、専門的支援含めた支援を、里親家庭で生活している実子も、支援の対象としていただきたいと考えている。

参考資料：令和6年1月こども家庭庁 支援局家庭福祉課「社会的養育の推進に向けて」

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/db9c4e59/20231227\\_policies\\_shakaiteki-yougo\\_81.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/db9c4e59/20231227_policies_shakaiteki-yougo_81.pdf)

・児童育成支援拠点事業について

1：事業の目的の欄

【 質問 】

「養育環境などに課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して～」とある

が、この「児童等」というのはどこまでの年齢の認識なのか？中高生を含めた18歳以下の子どもたちも含まれるか？または、小学生のみの認識となるか？

《もし小学生までの認識である場合》

**【意見】**

年齢の枠を～18歳までの中高生を含めた子どもも対象としていただきたい。

《年齢の枠が18歳までの認識の場合》

**【意見】**

現在あげていただいている事業内容では、まだまだ足りないと感じている。以下、箇条書きで意見をお伝えさせていただきたい。

**⑦保護者への情報提供、相談支援 について**

情報提供については慎重に情報提供等を行なっていただくとともに、子ども側の情報について、守秘義務を守っていただくようお願いしたい。家庭内にて虐待の恐れがある場合、子どもからの受けた話について、事実確認等を行うことでますます、家庭の中でさまざまな暴力が加速しないためにも、慎重に行なっていただきたい。情報を共有することで、命を落とす子どもが増えないための運用を切に願いたいところ。

**【提案】**

現在の要綱だと「深夜帯に外に出ざるを得ない、家庭に居場所の無い子どもたち」が、どこに居ることができるのか。この事業の中で宿泊機能を持つことができると、支援の幅が広がり、網羅的に対応できるのでは無いか。現状では足りないと思われる。

福岡の警固公園や、東京の歌舞伎町（ト一横）に来ざるを得ない子どもたちは、私たちの想像を超える凄まじいスピードで低年齢化している。ここの部分はぜひ現場に出向いていただき、当事者・経験者とともに事業化を進めていただく様をお願いしたい。

子どもショートステイ事業を「子ども側から手をあげて利用することができる」のであれば、児童育成支援拠点事業に子どもショートステイを利用できる様な枠組み作りがあると良いのではないか。

**【質問】**

静養室、浴室および便所などの設備を設けることが望ましいと書かれていますが、後々宿泊機能をもたせた施設を視野に入れているのでしょうか。

「3：実施主体等」の欄

市区町村（市区町村が認めたものに委託可）とのこと、賛成。民間でしかできない取り組みが多数あるため、民間の活用は積極的にして良いのではないと思われる。併せて日本版 DBS の活用の検討いただきたい。逃げてきた先で更なる被害を受けることがない体制作りをお願いしたい。

#### ・子育て短期支援事業

子どもからのヘルプから利用できる制度に変化されるのは賛成。ありがとうございます。

#### 【意見】

現状、子どもショートステイ事業を利用している家庭は、繰り返し利用が多く、子どもたちが住む場所を転々としながら生活しているケースも増えてきている。これでは子どもにとって最も大事な「愛着（アタッチメント）」の形成に不安が残るところもある。別の視点で見ると、ケースマネジメント元がどこにあるのかが明確ではないケースが多く見受けられる。市区町村からの申し込みがある際、児童相談所、要対協などの連携等、家庭毎でのケースマネジメントを丁寧に行える様、専門的な家族支援を行うスタッフの配置が必要なのではないか。そして支援の見立てを持った、事業の運用ができる様に連携してほしいとお願ひしたいところである。

#### ・里親委託率のコンサルテーションについて

こども家庭庁の担当の方が、里親委託率を上げていくためのコンサルを行うとのことですが、外部にいるリクルートに関してノウハウを持った方とチームで行うことを提案したい。さまざまなスキルを持った方が既に、それぞれの場所で里親開拓のためのリクルート手法を確立しているところがあるのではないか。こども家庭庁の担当者だけに留まらず、さまざまなスキルを持つ方と一緒に、コンサルテーションをしてみてもどうか？

併せて広報・PRの文脈についても、当事者参画ができると良いのでは。キーとなるメッセージングの策定、広報/PR戦略策定について、しっかりと当事者・経験者と共に策定することをお願いしたい。